放課後児童クラブ使用料・延長使用料

在籍入所児童の属する世帯		放課後児童クラブ使用料（児童１人当たりの額）		延長使用料（児童１人当たりの額）
父母のどちらか又は両者が町民税課税	通常利用	４～7月 9～3月	月額6，０００円	月額　１，０００円 5日未満は日割り計算 １日当たり２００円
		8月	月額7，０００円	
	長期休業日等のみ利用	学年始休業日（４月）	１，２００円	利用すれば２００円 利用回数の制限なし
		夏季休業日（7月）	２，１００円	利用すれば４００円 利用回数の制限なし
		夏季休業日（8月）	７，０００円	月額　１，０００円 5日未満は日割り計算 １日当たり２００円
		冬季休業日（１２月・１月）	１，５００円	利用すれば３００円 利用回数の制限なし
		学年末休業日（3月）	１，０００円	利用すれば２００円 利用回数の制限なし
ひとり親	父又は母 町民税課税	1/2 免除		1/2 免除
	父又は母 町民税非課税	全額免除		全額免除
父母ともに町民税非課税		1/2 免除		1/2 免除
生活保護		全額免除		全額免除

※４～８月の使用料は前年度、９～翌年３月の使用料は当該年度の父母の課税状況により決定いたします。
※年度途中に減免に該当する事由が発生した場合は申請月の翌月から減免対象といたします。
※使用料は児童がその月に出席しなくとも在籍していれば納入義務が発生します（日割り計算はありません）。
※長期休業日のみの利用の場合、延長使用料については、日割りはありません。

町民税非課税の範囲の目安（参考）
・前年中の所得がなかった人
・障害者、寡婦、ひとり親に該当し、合計所得金額が１３５万円以下の人　など
※該当年度の１月１日に玉村町に住民登録がない方は、登録のあった市町村で、非課税証明書を取得のうえ提出が必要となります。（コピー可）